

# がんばれ受験生！

## 県立高校入試早わかり

(令和7年度版)

福島県教育委員会

### どんな高校があるか

#### ■ 課程について～全日制、定時制、通信制～

高等学校には全日制、定時制及び通信制の課程があり、それぞれ次のとおりです。

課程	特色
全日制	平日の昼間に授業が行われることを前提にした、通常の高等学校の課程。
定時制	主に働きながら学ぼうとする者を対象にして、夜間など、特別の時間帯に授業を行う課程。
通信制	主に学校への通学が困難な者を対象にして、郵便又はラジオ、テレビなどの通信手段を用いて指導を行う課程。

#### ■ 学科について～普通科、専門学科、総合学科～

高等学校の学科の種類には普通科、専門学科及び総合学科の3つがあります。それぞれの特色及び福島県立高等学校において設置している学科（大学科）は以下の表のとおりです。

		特色	福島県立高等学校において設置している大学科
普通科		各教科をバランスよく学習し、進路に応じた課題を探究しながら、幅広い教養を身につける学科	
専門学科	普通系	理数や国際、スポーツ、芸術など、興味・関心のある分野について専門的に学習し、探究活動等をとおして専門性を高める学科	理数科、文理科、国際文化科、体育科、美術科、国際科学科、探究科
	職業系	専門的内容の基礎・基本を身につけ、各分野における課題を探究し、スペシャリストとしての教養を身につける学科	農業科、水産科、工業科、商業科、家庭科
総合学科		普通教育及び専門教育の教科・科目から興味・関心に基づいて選択して幅広く学習し、総合的に探究することで、自己の能力を高める学科	

#### ■ 大学科と小学科について

大学科とは、専門学科の中で設置されている大きな区分の学科です。

小学科とは、大学科の中で各高等学校が設置している、より小さい区分の学科です。たとえば、清陵情報高校で設置している専門学科の大学科は「工業科」と「商業科」ですが、設置する小学科は、工業科では「情報電子科」と「電子機械科」、商業科では「情報処理科」と「情報会計科」です。(福島南高校の文理科や国際文化科のように、大学科の名称と小学科の名称が同じ場合もあります。)

■ 県立高校一覧（令和7年度入試で生徒を募集する学校・学科）

課程 \ 学科	普通科	専門学科（大学科）	総合学科
全日制	福島 橘 福島西 福島東 川俣 伊達 安達 本宮 安積 安積黎明 郡山東 郡山 湖南 須賀川創英館 須賀川桐陽 白河 白河旭 石川 田村 船引 会津 葵 喜多方 猪苗代 西会津 会津西陵 川口 只見 磐城 磐城桜が丘 いわき湯本 小名浜海星 勿来 四倉 相馬 原町	福島商業（商業） 福島明成（農業） 福島工業（工業） 福島西（美術） 福島南（文理、国際文化、商業） 二本松実業（工業、家庭） 本宮（商業） 郡山商業（商業） 郡山北工業（工業） 郡山（探究） あさか開成（国際科学） 須賀川桐陽（理数） 清陵情報（工業、商業） 岩瀬農業（農業） 白河（理数） 白河実業（工業、商業） 修明（文理、農業、商業） 田村（体育） 若松商業（商業） 会津工業（工業） 喜多方桐桜（工業、商業） 会津農林（農業） 平工業（工業） 平商業（商業） いわき光洋（文理） 小名浜海星（商業、水産） 磐城農業（農業） 勿来工業（工業） 相馬（理数） 相馬農業（農業） 小高産業技術（工業、商業）	福島北 光南 小野 会津学鳳 南会津 いわき総合 ふたば未来学園 相馬総合
定時制	ふくしま新世（夕間・夜間） 郡山萌世（昼間主、夜間主） 白河第二（夜間） 会津第二（夜間） いわき翠の杜（昼間主、夜間主）	福島工業（工業・夜間）	
通信制	郡山萌世		

※ ■内の高校（普通科）については、それぞれに通学区域が決められています。（保護者の居住する区域（市町村）により通学できる高校が限定されます。）それ以外の高校・学科の通学区域は、県下一円です。

■ 各学校の募集定員について

「令和7年度福島県立高等学校生徒募集定員」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

# 通学区域について

## ■ 通学区域

- ・ 全日制課程の普通科については、保護者が住んでいる区域（市町村）がどこかによって、出願できる高校が限られています。
- ・ それ以外の、専門学科、総合学科、定時制及び通信制の課程については、保護者が県内のどの市町村に住んでいても出願できます。

## ■ 全日制課程の普通科における通学区域例（県北学区と県中学区の例です。）

学区名	学校名	固定区	共通区
県 北	福島高等学校	福島市	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原
	橘高等学校	伊達市	安達郡大玉村
	福島西高等学校	二本松市（小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木及び茂原の区域を除く。）	本宮市
	福島東高等学校	伊達郡	相馬郡飯館村
	川俣高等学校		
	伊達高等学校		
	安達高等学校		
	本宮高等学校		
県 中	本宮高等学校	郡山市	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原
	安積高等学校	須賀川市	安達郡大玉村
	郡山高等学校	田村市（都路町の区域を除く。）	本宮市
	湖南高等学校	岩瀬郡	田村市都路町
	安積黎明高等学校	石川郡玉川村	西白河郡中島村
	郡山東高等学校	石川郡平田村	西白河郡矢吹町
	須賀川創英館高等学校	田村郡三春町	石川郡石川町
	須賀川桐陽高等学校		石川郡浅川町
	石川高等学校		石川郡古殿町
	田村高等学校		田村郡小野町
	船引高等学校		会津若松市湊町
			双葉郡葛尾村
			いわき市川前町及び同市三和町

<表の見方>

- ・ 固定区とは、ある特定の学区にのみ属する区域（市町村）です。
- ・ 共通区とは、複数の学区に属する区域（市町村）です。（例：上の表では、二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原、安達郡大玉村、本宮市は、県北学区でもあると同時に県中学区でもある区域（市町村）です。）
- ・ 2つの学区に属する高校もあります。（例：上の表では、本宮高等学校は県北学区と県中学区の両方に属しています。）
- ・ 県北学区の区域（固定区+共通区）に住んでいる場合には、県北学区の高校（福島、橘、福島西、福島東、川俣、伊達、安達、本宮）の普通科に、「学区内からの出願」扱いで出願できます。
- ・ 県北学区の区域に住んでいる場合でも、隣接する通学区域である県中学区の高校の普通科に出願することができます。その場合には「隣接学区からの出願」扱いとなり、募集定員の20%の範囲内でしか入学が認められません。県中学区の区域に住んでいて県北学区の高校の普通科に出願する場合も同様です。（隣接学区への出願）

## ■ 福島県立高等学校の通学区域に関する規則と、その施行細則

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」p.71～77

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

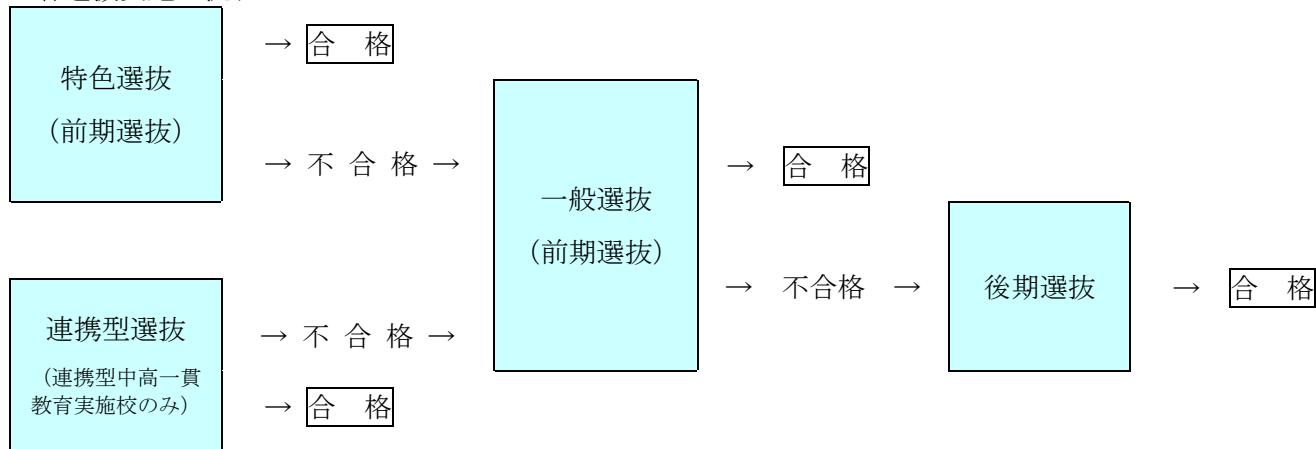
## 入試の概要

- 各高等学校は自校のアドミッション・ポリシーに基づいて生徒を募集し、各選抜を実施する。  
 「各高等学校のスクール・ミッション及びスクール・ポリシー」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/schoolmission.html>

### ■ 福島県立高等学校入学者選抜の概要

		ねらい・特徴	出願	選抜方法・資料	実施学校	募集人数	
全日制・定時制	前期選抜	特色選抜	・各高校の特色に応じて受験生が主体的に高校を選択し出願できる選抜。 ・各高校は受験生の個性や学ぶ意欲を重視し特色ある選抜を実施。	・各高校は「志願してほしい生徒像」と選抜方法を明示。 ・自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者が出願できる。	・学力検査 ・志願理由書 ・調査書 ・特色面接 ・学校・学科により特色検査も実施	・すべての学校、学科で実施。	募集定員の5%～50%の範囲で学校が設定。
			・中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜。	・特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、出願する学科は同一校の同じ学科又は異なる学科へ出願できる。	・学力検査 ・調査書 ・学校・学科により一般面接も実施	・すべての学校、学科で実施。	募集定員から特色選抜・連携型選抜の合格者数を除いた人数。
	後期選抜		・受験生の学ぶ意欲や高校で学ぶ機会を保障することを重視した選抜。	・前期選抜及び連携型選抜受験の有無にかかわらず出願できる。	・調査書 ・面接 ・小論文（作文）	・前期選抜及び連携型選抜により定員を充足しない学校・学科で実施。	募集定員から前期選抜及び連携型選抜の合格者数を除いた人数。
全日制	連携型中高一貫教育に係る入学者選抜		・連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るための選抜。	・実施高等学校と連携している中学校を卒業する見込みの者が出願できる。 ・ふたば未来学園高校については、弾力的に取り扱う。	・学力検査 ・調査書 ・連携型面接 ・連携型検査	白河実業（機械、電子）、南会津（総合）、相馬総合（総合）ふたば未来学園（総合）	募集定員の30%を下限として学校が設定。
全日制	特別枠選抜に係る 外国人学生等		<主な出願資格> ・外国人生徒又は海外帰国生徒で特別枠選抜を希望する者。 ・保護者が県内に在住。 ・入国後又は帰国後6年以内。 <特別な提出書類> ・選抜の対象生徒であることを証明する書類。	・調査書（又は成績証明書等） ・作文 ・面接 ・学校により基礎学力検査も実施	福島北（総合）、福島南（国際文化）、あさか開成（国際科学）、光南（総合）、会津学鳳（総合）、いわき総合（総合）、相馬総合（総合）	各高校とも若干名	
通信制			<出願期間> 2月上旬～3月下旬	・調査書等 学力検査は実施しない。	郡山萌世高校（通信制、普通科）	（募集要項に記載）	

## ■ 各選抜実施の流れ



- ・ 前期選抜及び連携型選抜の合格者として発表された場合には、後期選抜を受験することはできません。
- ・ 前期選抜又は連携型選抜のいずれも受験しない場合でも、後期選抜を受験することが可能です。

## ■ 各高等学校における選抜方法について

各高等学校・各学科における選抜方法については、下の例のように高校教育課のWebページに掲載・公表されます。

### ○前期選抜

#### 特色選抜

(特色選抜において募集区分を設けない場合)

大学科 小学科	募 集 定員枠	志願してほしい生徒像				
○○科 ○○科	○○% 程度	本学科では、○○○○○○○○な人材の育成を目指し、○○○○○○○○教育を行っており、次のような生徒を求めている。 ① ○○○○○○○○に所属し、○○○○○○○○する意志のある者 ② ○○○○検定○級以上を取得または○○力に優れ、○○○○しようとする者 ③ ○○な学習意欲があり、将来の進路について四年制大学を目指し、○○になりたいなど明確な目的意識を有する者				
選 抜 資 料						
学 力 檢 査	特色選抜 志願理由書	調 査 書	特 色 面 接	特 色 檢 査	選 択 資 料 の満点	備 考
5教科とする。 傾斜配点を実施し、○○の得点を○倍にし、学力検査の満点を○○○点とする。	本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は、○○、○○の教科の評定を○倍し、○○点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は○○点満点として、合計○○○点満点とする。  部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。  面接については、点数化し、○○点満点とする。	小論文を課す。 課題文を読み、自らの考えをまとめる思考力、判断力、表現力を問う。  特色検査については、○○点満点とする。	全 体 の 満点は、○○○点と する。	

(特色選抜において募集区分を設ける場合)

大学科 小学科	募 集 定員枠	志願してほしい生徒像				
○○科 ○○科	○○% 程度	本学科では、○○○○○○○○な人材の育成を目指し、○○○○○○○○教育を行っており、次のような生徒を求めている。 A型（学業）：○○の教科において、○○で優秀な成績を残し、○○○○○○○○○○○○できる者 B型（部活動）：○○○○○○○○に所属し、顕著な実績または高い能力を有する者				
選 抜 資 料						
学 力 檢 査	特色選抜 志願理由書	調 査 書	特 色 面 接	特 色 檢 査	選 択 資 料 の満点	備 考
5教科とする。 B型、C型の満点を250点とする。  A型については、傾斜配点を実施し、○○の得点を○倍にし、学力検査の満点を合計○○○点とする。	本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は○○点満点として、合計○○○点満点とする。  部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。	集団面接を行う。  学びに向かう力や自己表現する力をみる。  面接は段階評価する。	A型の志願者については小論文を実施する。  課題文について、自らの考えをまとめる。小論文については、○○点満点とする。  B型志願者については実技を実施する。  実技については、各種技能や基本的な身体能力をみる。実技については○○点満点とする。	全 体 の 満点は、A 型が○○○点、B 型については○○○ 点とする。	

## ○一般選抜

大学科 小学科	募集 定員	選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重	備 考
		学 力 檢 査	調 査 書	一 般 面 接		
○○科 ○○科	(○○)	5教科とする。 傾斜配点を実施し、○○の得点を○倍にし、学力検査の満点を○○○点とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。	○○面接を実施する。 志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。 面接については、段階評価する。 ※特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。	同等とする。	/
○○科 ○○科	(○○)					/

## ○後期選抜

大学科 小学科	選 抜 資 料			備 考
	調 査 書	面 接	小論文（又は作文）	
○○科 ○○科 ○○科 ○○科 ○○科	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は○○点満点として、合計○○○点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、英語）を含む。 面接については、段階評価する。	作文を実施する。 あるテーマについて、○○○字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。 作文については、点数化し、○○点満点とする。	/

## ○連携型選抜

大学科 小学科	募 集 定員枠	選 抜 資 料					備 考
		学 力 檢 査	調 査 書	連 携 型 面 接	連 携 型 檢 査	選 抨資料 の満点	
○○科 ○○科	○○% 程度	5教科とする。 傾斜配点を実施し、○○の得点を○倍にし、学力検査の満点を○○○点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は○○点満点として、合計○○○点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 面接については、点数化し、○○点満点とする。	志願者に対して、連携している教育内容に基づいた小論文及び基礎体力検査を行う。 小論文については○○点満点、基礎体力検査については○○点満点、検査合計○○点満点とする。	全体の満点は、○○○点とする。	/

## ○外国人生徒等に係る特別枠選抜

大学科 小学科	募 集 定員枠	選 抨 資 料				備 考
		調 査 書	作 文	面 接	基礎学力検査	
○○科 ○○科	若干名	「各教科の学習の記録」は○○○点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は○○点満点として、合計○○○点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績等は総合的に評価し、点数化する。 本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。	英語又は日本語による作文を実施する。 あるテーマについて、○○○字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。 作文については、点数化し○○満点とする。	英語又は日本語による個人面接を実施する。 本校で学ぶことについての適性をみる。 面接については、段階評価する。	基礎学力検査（国語、数学、外国語（英語））を実施する。 基礎学力検査については点数化し○○満点とする。	/

「令和7度福島県立高等学校入学者選抜における各高等学校の選抜方法」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

## その他の情報

### ■ 出願資格について

高等学校に入学を出願できるのは、次のいずれかに該当する者です。

- 1 「中学校」、「特別支援学校の中学校部」若しくは「中等教育学校の前期課程」若しくは「義務教育学校」を卒業又は修了した者、あるいは卒業見込み又は修了見込みの者
- 2 中学校（「中学校」、「特別支援学校の中学校部」若しくは「中等教育学校の前期課程」若しくは「義務教育学校」）卒業者と同等以上の学力があると認められる者

### ■ 自己申告書について

- ・ 中学校において不登校であった志願者は、その理由などを書いた「自己申告書」を出願先の高等学校長に提出することができます。
- ・ 提出できるのは、不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者、保健室等登校の日数が多い志願者です。日数の目安は、「1年間で30日以上」としていますが、特に本人が提出を希望する場合には、それ未満の日数の場合でも提出できます。
- ・ 志願者本人だけでなく、その保護者も補足的に記述することができます。
- ・ 提出する場合には、出願先の高校に郵送するか、直接持参して提出します。なお、郵送する場合には、高等学校長あて「親展」で「書留」扱いとし、必要額の切手を貼付した「返信用封筒」を同封してください。
- ・ 記入の様式は次のWebページに掲載します。

#### 「自己申告書様式」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

### ■ 体験入学について

- ・ 各高校では、学校紹介、体験授業及び進路相談等を内容とする体験入学を実施しています。各高校の特色等を理解することができる貴重な機会ですので、ぜひ積極的に参加してください。

※ 今年度の各高等学校の実施内容については、次をご覧ください。

#### 「令和6年度県立高等学校体験入学等実施計画一覧」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

### ■ 各高校が公表している情報及び募集要項等について

- ・ 各高校では独自にホームページを開設し、そのなかで学校の特色や高校入試に関する情報を公表しており、募集要項及び志願理由書用紙がダウンロードできます。各高校の公式ホームページについては、次をご覧ください。

#### 「各高等学校の公式ホームページ一覧」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

## Q&A

Q 現在、埼玉県に住んでいます。親の転勤で来年の3月末に福島市に転居する予定ですが、福島高校に出願できますか。

- A 出願時点ではまだ福島市に転居していない場合でも出願できます。  
その場合には、通常の出願書類の他に、次の2つの証明書類の提出が必要になります。
- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
(埼玉県の公立高等学校を受験しないことを証明するものです。)  
(埼玉県教育委員会教育長による証明が必要となります。)
  - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
(4月以降保護者とともに福島市に住んで高校に通学することを証明するものです。)  
(具体的には、保護者の「住民票の写し」や「転勤見込証明書」などになります。)

入学願書は、在学している中学校を通して出願先の高校からお取り寄せください。

○ 請求方法

封筒に「入学願書（〇〇選抜用）請求」と朱書し、出願先の高校に送付してください。  
入学願書返送用封筒1通（角型2号）に必要な郵便料金の切手を貼付し、請求者の氏名、住所、郵便番号を明記したものを同封してください。  
郵便料金は、送付する内容物や送付方法で異なりますので、電話で御確認ください。

Q 現在、郡山市に住んでいます。家庭の事情で来年の3月末に会津若松市に転居する予定です。  
会津地区の普通科の高校に出願できますか。

- A 出願時点ではまだ会津若松市に転居していない場合でも出願できます。  
その場合には、4月以降保護者とともに会津若松市に住んで高校に通学することを証明する書類の提出が必要です。

Q 猪苗代町に住んでいますが、郡山高校を受験できますか。

- A 郡山高校の「探究科」については、県内どこからでも出願できます。  
また、猪苗代町は会津学区に属し、会津学区は郡山高校が属する県中学区の隣接学区ですので、郡山高校の「普通科」には、「隣接学区からの出願」扱いで出願することが可能です。  
その場合は募集定員の20%の範囲内で入学が認められます。

Q 外国の日本人学校に通っていますが、出願はできますか。

- A 事前に保護者とともに帰国して県内の中学校に編入し、その中学校を卒業することを前提に出願する場合は、通常の出願と同様となります。  
日本人学校を卒業後帰国することを前提に出願する場合は、4月以降保護者とともに県内の出願先高校の学区内に住んで高校に通学することを証明する書類の提出が必要です。具体的には、保護者の「住民票の写し」や「転勤見込証明書」などになります。

なお、福島北高校（総合学科）、福島南高校（国際文化科）、あさか開成高校（国際科学科）、光南高校（総合学科）、会津学鳳高校（総合学科）、いわき総合高校（総合学科）、相馬総合高校（総合学科）においては、外国人や帰国子女を対象として「外国人生徒等に係る特別枠選抜」を実施しています。「外国人生徒等に係る特別枠選抜」に関して、詳しくは次をご覧ください。

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱（「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」p.26～27）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

**Q 中学校では不登校でしたが、出願できますか。**

**A 出願できます。出願に当たっては、不登校の理由などについて記載した「自己申告書」を提出することができます。「自己申告書」については、この資料の7ページをご覧ください。**

**Q 障がい等があり、受験上の配慮を希望する場合にはどのような手続きが必要ですか。**

**A 在籍する中学校から出願先の高等学校に対して、連絡をとっていただくことが必要になります。受け入れに当たって、高校で施設・設備に関する工事等が必要になる場合も考えられるため、早めに中学校に相談してください。**

そして、原則として年内に、中学校長を通して「受験上の配慮申請書」を志願先の高等学校長に提出します。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」を添付します。高等学校長が必要と判断した場合には、診断書等も提出します。高等学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して、中学校長を通じて、志願者に知らせます。

志望校が複数ある場合や出願先変更を考える場合などは、複数の高等学校に「受験上の配慮申請書」を提出することができます。

**Q 郵送による出願はできますか。**

**A 出願については、すべての選抜において在籍する（卒業した）中学校を通して出願することになっており、出願書類は中学校でまとめて出願先の高等学校に直接持参して提出することになっています。**

しかし、県外からの出願などやむを得ない場合に限って、出願先高等学校の校長の判断により郵送による出願を認めています。郵送による出願ができるかどうかや具体的な手続きについては、中学校を通して出願先の高等学校までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

福島県教育庁高校教育課  
電話 024(521)7772